

独立行政法人日本学術振興会職員給与規程

平成15年10月 1日
規程第12号

改正 平成15年11月26日 規程第37号
改正 平成16年 3月26日 規程第 8号
改正 平成17年11月25日 規程第15号
改正 平成18年 3月29日 規程第 3号
改正 平成19年 1月11日 規程第 5号
改正 平成19年 3月30日 規程第13号
改正 平成19年12月28日 規程第25号
改正 平成21年11月30日 規程第20号
改正 平成22年 3月31日 規程第 8号
改正 平成22年11月30日 規程第26号
改正 平成23年 3月31日 規程第 6号
改正 平成24年 2月29日 規程第 3号
改正 平成24年 3月30日 規程第 6号
改正 平成25年 3月29日 規程第 7号
改正 平成25年12月13日 規程第37号
改正 平成26年 3月31日 規程第 7号
改正 平成26年 6月 2日 規程第17号
改正 平成26年11月25日 規程第23号
改正 平成27年 3月31日 規程第 5号
改正 平成28年 2月29日 規程第 9号
改正 平成28年 3月30日 規程第22号
改正 平成28年12月 8日 規程第57号
改正 平成29年 3月 6日 規程第 3号
改正 平成29年12月22日 規程第43号
改正 平成30年 3月30日 規程第52号
改正 平成30年12月25日 規程第89号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学術振興会就業規程（平成15年規程第14号。以下「就業規程」という。）第39条の規定に基づき、独立行政法人日本学術振興会に常時勤務に服することを要する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項について定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給

する。

- 一 基本給は、本給及び扶養手当とする。
- 二 諸手当は、管理職手当、特別都市手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支給日)

第3条 職員の給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）の支給定日は、毎月17日（その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）とする。ただし、第32条第5項の規定に基づき支給する給与の支給日については、別に定める。

(給与の支給方法)

第4条 職員の給与は、前条の支給定日において、当月分の基本給、管理職手当、特別都市手当、住居手当及び通勤手当並びに前月分の時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当を支給する。

(本給支給の特例)

第5条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために本給の支給を請求した場合には、その月の給与の支給日前であっても、請求の日までの本給を日割計算によりその際支給する。

(本給)

第6条 各職員の受ける本給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

第7条 職員の本給は、月額とし、職員俸給表（別表第1）に定める等級号俸による。

- 2 俸給表の適用範囲は、当該俸給表に定めるところによる。
- 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを俸給表に定める職務の等級に分類するものとし、その分類の基準は、等級別標準職務表（別表第2）の定めるところによる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、別に定めるところにより本給を年俸とすることができる。

(初任給)

第8条 初任給の基準は、次表の左欄に掲げる基準学歴の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる俸給表の等級号俸とする。

大学卒業者	職員俸給表 1等級25号俸
-------	---------------

短期大学及び高等専門学校卒業者	職員俸給表 1 等級 1 3 号俸
高等学校卒業者	職員俸給表 1 等級 5 号俸

- 2 学校卒業後 1 年以上の経験年数を有する者（前項に掲げる学歴資格をこえる資格を有する者を含む。）の初任給は、前項に定める基準のほか、その者の職歴及び経験等を勘案して、別に定めるところにより決定する。

（昇格）

第 9 条 職員を上位の職務の等級に昇格させるときは、その資格に応じて 1 級上位の職務の等級に決定するものとする。この場合におけるその者の本給月額については、別に定める。

- 2 前項の場合において、その昇格させようとする職員が現に属する職務の等級において 2 年以上在級していなければ昇格させることはできない。ただし、職務の特殊性により特に昇格させる必要がある場合には、この限りでない。

（昇給）

第 10 条 職員の昇給は、1 月 1 日に、同日前 1 年間に於けるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の号俸数は同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を 4 号俸（職員俸給表の適用を受ける職員で職務の等級が 7 等級以上の職員にあつては、3 号俸）とすることを標準として、別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55 歳を超える職員の昇給については、行わないことを標準として、別に定める基準に従い決定するものとする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の等級における最高の号俸を超えて行うことができない。

（復職時等における号俸の調整）

第 10 条の 2 休職の職員が復職又は休業の職員が職務に復帰し、再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間又は休業期間を別に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、若しくは職務に復帰するに至った日、同日後における最初の昇給日、又はその次の昇給日に別に定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

（特別昇給）

第 11 条 削除

(昇給の時期)

第12条 削除

(日割計算)

第13条 新たに職員となった者には、その日から本給を支給し、昇給等により本給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。

2 職員が退職したときは、その日まで本給を支給し、死亡したときは、死亡した日の属する月の本給の全額を支給する。

3 前2項の規定により本給を支給する場合にあって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算（以下「日割計算」という。）した額とする。

4 給与の支払いは、別に定める給与簿を基にして行うものとする。

(扶養手当)

第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの（以下「9級以上職員」という。）に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次の各号の一に該当する者であつて、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

一 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

四 満60歳以上の父母及び祖父母

五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号に該当する扶養親族については、6,500円とし、（職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあっては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族については、1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合に

おける扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第15条 新たに職員となった者に扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、すみやかに別に定める扶養親族届により理事長に届出なければならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

（9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第3号又は第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

2 扶養手当は、新たに職員となった者に、扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る）がある場合においてはその者が職員となった日、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実の生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、その支給を開始する。ただし、前項の規定による届出が、事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給を開始する。

3 扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合には、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、9級以上職員以外の職員から9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときは、その職員が9級以上職員となった日、職員の扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものすべてについて扶養親族としての要件を欠くに至った者が生じたときは、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって扶養手当の支給を終わる。

4 扶養手当は次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合、においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその

支給額を改定する。第2項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- 一 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある9級以上職員が9級以上職員以外の職員となった場合
- 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員及び9級以上職員等以外の職員となった場合
- 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で9級以上職員以外のものが9級以上職員となった場合
- 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員等及び9級以上職員以外のものが8級職員等となった場合
- 七 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（管理職手当）

第16条 管理職手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 副理事、審議役、部長、参事、上席分析官、課長、室長（理事長が定めるものに限る。）、専門調査役、企画調整官及び企画官
 - 二 削除
- 2 管理職手当の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、本給の月額に当該各号に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。
- 一 前項第1号に掲げる職員 100分の20以内
 - 二 削除
- 3 前項の規定による額が、独立行政法人日本学術振興会役員報酬規程（平成15年10月1日規程第10号）第4条に規定する役員の本給月額のうち最低の本給月額及びこれに対する特別調整手当の月額の合計額に104分の100を乗じて得た額から職員が受ける本給と扶養手当の月額の合計額を差し引いた額以上の額となる場合には、その者に支給する管理職手当の月額は、前項の規定にかかわらずその差し引いた額に満たない別に定める額とする。
- 4 第1項に規定する職員が死亡したときは、死亡した日の属する月の管理職手当の全額を支給する。
- 5 第1項に規定する職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって外国出張し

た場合又は勤務しなかった場合（第32条第1項の場合及び業務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除く。）は、その月の管理職手当は支給しない。

6 月の初日又は末日以外の日において第1項に規定する職を命ぜられた場合又は免ぜられた場合（退職し、又は死亡した場合を含む。）における当月分の管理職手当の支給については、第13条の規定を準用する。

7 第26条の規定は、第1項の職員には適用しない。

（特別都市手当）

第17条 特別都市手当は、別表第3に掲げる事務所に勤務する職員に支給する。

2 特別都市手当の月額、基本給及び管理職手当の月額の合計額に、別表第3の支給事務所欄に掲げる事務所の区分に応じて、同表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

3 特別都市手当の支給については、第13条の規定を準用する。

（住居手当）

第18条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員

二 第25条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舎その他これに準ずる住宅を除く。（以下「国家公務員宿舎等」という。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均衡上必要があると認められるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額

(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項の規定にかかわらず次に掲げる職員には、前項第1号に定める住居手当を支給しない。

- 一 国家公務員宿舎等に入居している職員
- 二 父母又は配偶者の父母が居住している住宅の一部を借り受けてこれに居住している職員

第19条 職員は、次の各号の一に該当する場合においては、別に定めるところに従い、住居の実情をすみやかに理事長に届け出なければならない。

- 一 新たに前条第1項に規定する要件を具備するに至った場合
- 二 住居手当を受けている職員の住居、家賃の額等に変更があった場合

第20条 住居手当の支給は、職員が新たに第18条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもってその支給を終わる。ただし、前条の規定による届出が事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を改定する場合について準用する。

(通勤手当)

第21条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- 二 通勤のため自動車その他交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除

く。)

2 前項第1号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の月額は、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。

一 自動車等の使用距離（以下この項において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

二 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

三 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

四 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

五 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

六 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

七 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

八 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

九 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

十 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

十一 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

十二 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

十三 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

4 第1項第3号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、前2項に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前項に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

5 事務所を異にする異動により、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、

新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当の額は、支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額とする。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当の額は、前項の規定による額とする。

6 前項の規定は、国家公務員、地方公務員又は公庫等職員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2に規定する公庫等職員をいう。以下同じ。）であった者から引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

7 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の理事長が別に定める日に支給する。

8 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

第22条 職員は、次の各号の一に該当する場合においては、別に定めるところに従い、通

勤の実情をすみやかに理事長に届け出なければならない。

- 一 新たに前条第1項に規定する要件を具備するに至った場合
- 二 住所、通勤経路又は通勤方法を変更した場合
- 三 通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

第23条 通勤手当は、職員に新たに第21条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合には、その日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給を開始し、その者に通勤手当の額を変更すべき事実が生じるに至った場合には、その日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。

- 2 新たに通勤手当の支給を開始し、又はその支給額を改定する場合において、その届出がこれに係る事実が生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、前項の規定にかかわらず、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。
- 3 通勤手当を支給されている職員が第21条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合(職員の離職、死亡の場合を含む。)には、その事実が生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもってその支給を終わる。

第24条 第21条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給しない。

(単身赴任手当)

第25条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが通勤距離等に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円とする。ただし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

- 一 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円
- 二 300キロメートル以上500キロメートル未満 16,000円

三	500キロメートル以上700キロメートル未満	24,000円
四	700キロメートル以上900キロメートル未満	32,000円
五	900キロメートル以上1,100キロメートル未満	40,000円
六	1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満	46,000円
七	1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満	52,000円
八	1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	58,000円
九	2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満	64,000円
十	2,500キロメートル以上	70,000円

- 3 国家公務員、地方公務員又は公庫等職員であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮した基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 第1項及び前項のやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。
- 一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
 - 二 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
 - 三 配偶者が引き続き就業すること。
 - 四 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
 - 五 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情
- 5 第1項及び第3項において、職員が次のいずれかに該当するとき、通勤することが困難であると認めるものとする。
- 一 最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。
 - 二 最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。
- 6 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける者の例に準ずる。

7 第3項に規定する別に定める事項は、一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて定めるものとする。

(時間外勤務手当)

第26条 休日以外の日において正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた職員又は休日において勤務を命ぜられた職員には、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

一 休日以外の日における正規の勤務時間を超える勤務 100分の125

二 休日における勤務 100分の135（休日において勤務を命ぜられた職員が、休日の振替を行った場合を除く。）

2 一の月の初日から末日までの間に正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた時間及び就業規程第28条第2項に規定する法定休日以外の休日に勤務を命ぜられた時間（以下「時間外勤務時間」という）を累計して60時間に達した時点より後に行われた時間外勤務時間に対しては、勤務1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 前項に規定する時間外勤務手当は、職員が就業規程第35条に規定する代替休暇を取得した際には、第1項に規定する時間外勤務手当を支給することとする。

(管理職員特別勤務手当)

第27条 第16条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員（以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規程第28条に規定する休日に勤務した日を同規程第29条第2項に定める休日の振替とすることが困難な場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により就業規程第28条に規定する休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって同規程第27条第2項に定める勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第1項に規定する場合 勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

二 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第28条 第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給の月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

(期末手当)

第29条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条において、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第32条第6項の適用を受ける職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき本給の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する特別都市手当の月額の合計額(次表(一)に定める職員にあっては、本給の月額及びこれに対する特別都市手当の月額に職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額(次表(二)に定める職員にあっては、本給月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。以下第30条において同じ。)を基礎として一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて別に定める基準により計算した額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次表(三)に定める割合を乗じて得た額とする。

(一)職制上の段階、職務の等級等を考慮する職員

職員の区分	加算率
8等級以上	100分の20
7等級及び6等級	100分の15
5等級及び4等級	100分の10
3等級	100分の5

(二)管理又監督の地位にある職員

職員の区分	割増率
副理事、審議役、部長	100分の23以内

参事、上席分析官、課長、室長（理事長が定めるものに限る。）、専門調査役、企画調整官、企画官	100分の14以内
---	-----------

(三) 在職期間別支給割合

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の80
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の60
3 箇月未満	100分の30

3 前項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。ただし、基準日以前6箇月以内の期間において、次の各号に掲げる者が、引き続き独立行政法人日本学術振興会の職員となった場合に、当該機関がその者に期末手当を支給しない場合においては、これらの機関における在職期間を職員として在職した期間に算入する。

- 一 国家公務員
- 二 地方公務員
- 三 公庫等職員

4 職員が基準日前1箇月以内に退職し、引き続き一般職給与法の適用を受ける者、地方公務員又は公庫等職員となった場合に、当該機関が職員としての在職期間を通算する場合は、第1項後段の規定にかかわらず期末手当を支給しない。

5 前2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

6 期末手当の一時差止処分等の取扱いについては、一般職給与法第19条の5第3号及び第4号並びに同法第19条の6第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において「各庁の長」とあるのは「理事長」と読み替えるものとする。

(勤勉手当)

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき本給の月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額を基礎として一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて別に定める基準により計算した額とする。

- 3 前条第3項及び第4項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- 4 第2項の規定に関し、その他必要な事項は、別に定める。

(非常勤職員の給与)

第31条 削除

(休職者の給与)

第32条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により休職にされたときは、その休職の期間中、これに本給、扶養手当、管理職手当、特別都市手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当の全額を支給する。

2 削除

- 3 職員が前2項以外の心身の故障により休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに本給、扶養手当、特別都市手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が刑事事件に関し起訴されたことにより休職にされたときは、その休職の期間中、これに本給、扶養手当、特別都市手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 就業規程第8条第1項第4号の規定により休職にされた職員のうち、理事長が特に必要があると認める者については、その休職の期間中、別に定めるところにより休職にされた前日の本給等の100分の100以内を支給することができる。
- 6 休職にされた職員には、前4項に定める給与を除き、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項の期間内で第29条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、又は死亡したときは、同項に規定する支給日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。

(育児休業者等の給与)

第33条 就業規程第12条第1項の規定による休業等に係る職員の給与については、次の各号の定めるところによる。

- 一 独立行政法人日本学術振興会職員休業等規程（平成28年規程第19号。以下「職員休業等規程」という。）第3条の規定により育児休業（以下「育児休業」という。）をしている期間については、給与を支給しない。
 - 二 職員休業等規程第23条の規定により育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、号俸を調整することができる。

- 3 育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当については、次の各号の定めるところによる。
- 一 第29条第1項に定めるそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項第1号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
 - 二 第30条第1項に定めるそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項第1号の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 4 育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当における期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。
- 一 期末手当 育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間
 - 二 勤勉手当 育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）として在職した期間
- 5 育児短時間勤務をしている職員の勤勉手当における期間の算定については、当該期間が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間を在職期間から除算する。

（本給の半減）

第34条 就業規程第36条第6項及び第7項の規定により90日を超えて特定病気有給休暇を承認された日、若しくは条件付採用期間中の職員が90日を超えて病気有給休暇を承認された日については、本給及びこれに対する特別都市手当はそれぞれその半額を支給する。（1回の勤務に割振られた勤務時間のすべてを病気有給休暇等により勤務しなかった日に限る。）

（給与の減額）

第35条 職員が欠勤した場合の給与は、その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

（介護休業者等の給与）

第36条 就業規程第12条第2項の規定による休業等に係る職員の給与については次の各号の定めるところによる。

- 一 職員休業等規程第13条の規定により介護休業（以下「介護休業」という。）をしている期間については、給与（第29条に規定する期末手当は除く。）を支給しない。

- 二 職員休業等規程第24条の規定により介護短時間勤務（以下「介護短時間勤務」という。）の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 介護休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、号俸を調整することができる。
- 3 介護休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当については、次の各号の定めるところによる。
 - 一 第29条第1項に定めるそれぞれの基準日に介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項第1号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
 - 二 第30条第1項に定めるそれぞれの基準日に介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間のある職員には、第1項第1号の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（自己啓発等休業者の給与）

- 第36条の2 就業規程第12条第3項の規定による休業（以下「自己啓発等休業」という。）に係る職員の給与については、職員休業等規程第29条の規定により自己啓発等休業をしている期間は支給しない。
- 2 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該自己啓発等休業をした間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、号俸を調整することができる。
 - 3 自己啓発等休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当については、次の各号の定めるところによる。
 - 一 第29条第1項に定めるそれぞれの基準日に自己啓発等休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
 - 二 第30条第1項に定めるそれぞれの基準日に自己啓発等休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
 - 4 自己啓発等休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当における期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。
 - 一 期末手当 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間
 - 二 勤勉手当 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間については、その期間

(配偶者同行休業者の給与)

第36条の3 就業規程第12条第4項の規定による休業(以下「配偶者同行休業」という。)に係る職員の給与については、職員休業等規程第36条の規定により配偶者同行休業をしている期間は支給しない。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該配偶者同行休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、号俸を調整することができる。

3 配偶者同行休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当については、次の各号の定めるところによる。

一 第29条第1項に定めるそれぞれの基準日に配偶者同行休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

二 第30条第1項に定めるそれぞれの基準日に配偶者同行休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

4 配偶者同行休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当における期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

一 期末手当 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

二 勤勉手当 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その期間

(端数計算)

第37条 第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第26条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

第38条 この規程に基づく給与を決定する場合において、その給与の額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補則)

第39条 この規程の実施について必要な事項は、別に定めるもののほか一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 施行日の前日に日本学術振興会（以下「旧振興会」という。）の職員であった者で引き続き独立行政法人日本学術振興会の職員となった者に係る昇給、期末手当及び勤勉手当の支給の基礎となる在職期間については、旧振興会における在職期間を含むものとする。
- 3 削除

附 則（平成15年規程第37号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成15年12月1日から施行する。
（平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成15年12月に支給する期末手当の額は、この規定により算出される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
 - 一 平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員になった日）において職員が受けるべき本給、扶養手当、管理職手当、特別都市手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の前日までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - 二 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

附 則（平成16年規程第8号）
（施行期日）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規程第15号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
（平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成17年12月に支給する期末手当の額は、この規定により算出される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
 - 一 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者

にあつては、新たに職員になった日)において職員が受けるべき本給、扶養手当、管理職手当、特別都市手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の前日までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

附 則(平成18年規程第3号)
(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
(号俸の切替え)
- 2 切替日の前日において職員俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸及びその号俸を受けていた期間等に応じて、別に定める号俸とする。
(本給の切替えに伴う経過措置)
- 3 切替日の前日から引き続き職員俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
(平成22年3月31日までの間における特例)
- 4 平成22年3月31日までの間における改正後の第10条第2項の規定の適用については、「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」と、第28条第2項及び別表第3中「100分の12」とあるのは「100分の12を超えない範囲で、別に定める割合」と読み替えるものとする。
(管理職手当に関する経過措置)
- 5 施行日の前日から引き続き第16条第1項第2号に該当する職員には、改正後の第16条第7項の規定にかかわらず、第26条の規定を適用するものとし、改正後の第16条第1項第2号の規定の適用については、「課長代理」とあるのは「次長」と読み替えるものとする。

附 則(平成19年規程第5号)
(施行期日)

この規程は、平成19年4月1日から施行し、改正後の独立行政法人日本学術振興会職員給与規程第28条の規定は、平成18年8月1日から適用する。

附 則(平成19年規程第13号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
(期末手当に関する経過措置)
- 2 独立行政法人日本学術振興会給与規程の一部を改正する規程(平成18年3月29日規程第3号)の施行日の前日から引き続き第16条第1項第2号に該当する職員における改正後の第29条第2項の規定の適用については、次表(一)において「課長代理」とあるのは「次長」と読み替えるものとする。

附 則(平成19年規程第25号)

改正 平成26年11月25日

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年1月1日から施行する。
(特例一時金)
- 2 平成20年1月1日に在職する職員には、特例一時金として、次に掲げる額の差額に相当する額を支給する。
 - 一 平成19年4月1日(同日以降に職員となった者については、採用日)から施行日までに支給された給与額
 - 二 平成19年4月1日(同日以降に職員となった者については、採用日)から本規程を適用し、同年12月期の勤勉手当における支給割合を100分の5引き上げた場合に支給されることとなる給与額
- 3 特例一時金の支給日は、平成20年1月分給与の支給日とする。

附 則(平成21年規程第20号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、この規定により算出される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
 - 一 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員になった日)において職員が受けるべき本給、扶養手当、管理職手当、特別都市手当、住居手当、単身赴任手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の前日までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

(本給の切替に伴う経過措置)

- 3 平成18年規程第3号附則第3項により規定されている経過措置に関しては、切替日の前日から引き続き職員俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額(当該本給月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする)に達しないこととなる職員には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

附 則(平成22年規程第8号)

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年規程第26号)

改正 平成26年11月25日

改正 平成27年 3月31日

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、この規定により算出される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
- 一 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員になった日)において職員が受けるべき本給、扶養手当、管理職手当、特別都市手当、住居手当、単身赴任手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の前日までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
- 二 平成22年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額
(55歳を超える職員の給与の抑制措置)
- 3 平成30年3月31日までの間、職員(その職務の等級号俸が6等級以上であるものであつてその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4

月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 本給月額

当該特定職員の本給月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の本給月額に達しない場合(以下「最低号俸に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の本給月額を減じた額(以下「本給月額減額基礎額」という。)

二 管理職手当

当該特定職員の本給月額に対する管理職手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する管理職手当の月額)

三 特別都市手当

当該特定職員の本給月額に対する特別都市手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する特別都市手当の月額)

四 期末手当

それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額(第29条表(一)に定める職員にあっては、本給月額及びこれに対する特別都市手当の月額に職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額(同条表(二)に定める職員にあっては、本給月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)を基礎として、当該特定職員に支給される期末手当に係る一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて別に定める基準により計算した額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて同条表(三)に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額(第29条表(一)に定める職員にあっては、本給月額減額基礎額及びこれに対する特別都市手当の月額に職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額(同条表(二)に定める職員にあっては、本給月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)を基礎として、当該特定職員に支給される期末手当に係る一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて別に定める基準により計算した額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて同条表(三)に定める割合を乗じて得た額)

五 勤勉手当

それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額(第29条表(一)に定める職員にあっては、本給月額及びこれに対する特別都市手当の月額に職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額(同

条表（二）に定める職員にあっては、本給月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を基礎として、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて別に定める基準により計算した額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて別に定める基準による割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する特別都市手当の月額合計額（第29条表（一）に定める職員にあっては、本給月額及びこれに対する特別都市手当の月額の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（同条表（二）に定める職員にあっては、本給月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を基礎として、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて別に定める基準により計算した額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて別に定める基準による割合を乗じて得た額）

六 第32条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与

当該特定職員に適用される次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第32条第1項 前各号に定める額

ロ 第32条第2項又は第3項 第1号、第3号及び第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第32条第4項 第1号及び第3号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第32条第6項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額

4 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項、第5項及び第7項の規定の実施に関し必要な事項は、一般職給与法の適用を受ける者の例に準ずる。

5 附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての勤務1時間当たりの給与額は、第28条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額及びこれに対する特別都市手当の月額合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額及びこれに対する特別都市手当の月額合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

6 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則第3項の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年規程第26号の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（本給の切替に伴う経過措置）

7 平成18年規程第3号附則第3項により規定されている経過措置に関しては、切替日の前日から引き続き職員俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額（当該本給月額に100分の99.59を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数をを生じたときはこれを切り捨てた額とする）に達しないこととなる職員には、本給月額のほか、その差額に相当する額（附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

附 則（平成23年規程第6号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
（平成23年4月1日における号俸の調整）
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において第10条の規定により昇給した職員及びその他当該職員との権衡上、一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて必要があると認められる職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成24年規程第3号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年3月1日から施行する。
（平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成24年6月に支給する期末手当の額は、この規定により算出される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
 - 一 平成23年4月1日（同月2日から平成24年3月1日までの間に新たに職員となった者）にあっては、新たに職員になった日。同月2日から平成24年3月1日までの間に新たに職員に適用される職務の級及び号俸が次表に掲げる者となった者）にあっては、新たに職員に適用された日。）において適用される職務の級及び号俸が次表に掲げる者（以下「減額改定対象職員」という。）にあっては、減額改定対象職員が受けるべき本給、扶養手当、管理職手当、特別都市手当、住居手当、単身赴任手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の前日までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間等がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月

数を減じた月数。) を乗じて得た額

1 等級	3 3 号俸から 6 1 号俸まで
2 等級	4 4 号俸から 6 9 号俸まで
3 等級	3 6 号俸から 8 5 号俸まで
4 等級	3 9 号俸から 7 7 号俸まで
5 等級	3 4 号俸から 9 7 号俸まで

二 平成 2 3 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

三 平成 2 3 年 1 2 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

(本給の切替に伴う経過措置)

3 平成 1 8 年規程第 3 号附則第 3 項により規定されている経過措置に関しては、切替日の前日から引き続き職員俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額(当該本給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数をを生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、本給月額のほか、その差額に相当する額(平成 2 2 年規程第 2 6 号附則第 3 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額。)を平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの間、本給として支給する。

(平成 2 4 年 4 月 1 日における号俸の調整)

4 平成 2 4 年 4 月 1 日において 3 6 歳に満たない職員(同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。)のうち、平成 1 9 年 1 月 1 日、平成 2 0 年 1 月 1 日、平成 2 1 年 1 月 1 日において第 1 0 条の規定により昇給した職員及びその他当該職員との権衡上、一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて必要があると認められる職員の平成 2 4 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸(平成 2 4 年 4 月 1 日において 3 0 歳に満たない職員(同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。)のうち、昇給その他職員の号俸の決定の状況を考慮して、一般職給与法の適用を受ける者の例に準じ、特に調整の必要がある職員にあっては 2 号俸。)上位の号俸とする。

附 則 (平成 2 4 年規程第 6 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(規程の特例)

2 この規程の施行の日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの間(以下「特例期間」という。)においては、職員に対する本給の月額(当該職員が第 3 4 条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた本給の月額)の支給に当たっては、

本給の月額から、本給の月額に、当該職員に適用される次表に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

等 級	割 合
1 等級・2 等級	百分の 9. 7 7
3 等級・4 等級	百分の 7. 7 7
5 等級・6 等級	百分の 4. 7 7

3 特例期間においては、この規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 管理職手当

当該職員の管理職手当の月額に百分の十を乗じて得た額

二 特別都市手当

当該職員の本給の月額（当該職員が第34条の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同条の規定により半額を減ぜられた本給の月額）に対する特別都市手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する特別都市手当の月額に百分の十を乗じて得た額。

三 期末手当

当該職員が受けるべき期末手当の額に、百分の 9. 7 7 を乗じて得た額

四 勤勉手当

当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、百分の 9. 7 7 を乗じて得た額

五 第32条第1項、第3項、第4項又は第6項の規定により支給される給与

イ 第32条第1項 前項及び前各号に定める額

ロ 第32条第3項 前項、第2号及び第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第32条第4項 前項及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第32条第6項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

4 特例期間においては、勤務1時間当たりの給与額は、第28条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給の月額並びにこれに対する特別都市手当の月額の合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5 特例期間においては、平成22年規程第26号附則第3項の規定の適用を受ける職員に対する第2項、第3項第2号から第5号まで並びに第4項の規定の適用については、第2項中「、本給の月額に」とあるのは「、本給の月額から平成22年規程第26号附則第3項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第2号中「本給月額に対する

特別都市手当の月額」とあるのは、「本給月額に対する特別都市手当の月額から平成22年規程第26号附則第3項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「期末手当の額」とあるのは、「期末手当の額から平成22年規程第26号附則第3項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「勤勉手当の額」とあるのは、「勤勉手当の額から平成22年規程第26号附則第3項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規程により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ中「前項、第2号及び第3号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項、第2号及び第3号」と、同号ハ中「前項及び第2号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び第2号」と、同号ニ中「第3号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた第3号」と、第4項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成22年規程第26号附則第5項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

6 国立大学法人等から引き続き振興会の職員となったもの（以下「交流職員」という。）のうち、この附則の規定によりがたい交流職員に関する事項については別に定める。

7 この附則の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成25年規程第7号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
（平成25年4月1日における号俸の調整）
- 2 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日、平成21年1月1日（以下「昇給抑制日」という。）において第10条の規定により昇給した職員（ただし、31歳以上37歳未満の場合は、昇給抑制日の2以上、37歳以上39歳未満の場合は昇給抑制日のいずれかに該当する場合に限る。）及びその他当該職員との権衡上、一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて必要があると認められる職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成25年規程第37号）
（施行期日）

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第7号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年4月1日における号俸の調整)

- 平成26年4月1日において45歳未満の職員(同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日、平成21年1月1日(以下「昇給抑制日」という。)において第10条の規定により昇給した職員(ただし、38歳未満の場合は、昇給抑制日の全て、38歳以上40歳未満の場合は、昇給抑制日の2以上、40歳以上45歳未満の場合は、昇給抑制日のいずれかの日に昇給した者に限る。)及びその他当該職員との権衡上、一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて必要があると認められる職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則 (平成26年規程第17号)
(施行期日)

この規程は、平成26年6月2日から施行し、改正後の第18条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年規程第23号)
(施行期日)

- この規程は、平成26年12月1日から施行する。ただし、独立行政法人日本学術振興会職員給与規程(以下「規程」という。)第21条第3項の改正規定は、平成26年4月1日から適用する。

(職務の等級の切替え)

- 施行日の前日に在職する者の施行日における職務の等級は、施行日の前日の職務の等級を附則別表の旧等級欄に掲げる等級とし、これに対応する同表の新等級欄に掲げる等級(2以上ある場合は、別表第2に定める等級別標準職務表に基づき決定するいずれかの等級)とする。

(号俸の切替え)

- 前項の規定により切替えられた者の施行日における号俸は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成26年法律第105号)による改正前の一般職給与法(以下「旧一般職給与法」という。)別表第一イに掲げる俸給月額であって前項の規定により切替えた職務の等級に対応する額にそれぞれ100分の106を乗じて得た額(100円未満四捨五入)のうち、施行日の前日に当該職員が受けていた本給月額と同一の額に対応する号俸(同一の額に対応する号俸がないときは直近下位の号俸)とする。

(等級又は号俸の調整)

- 第2項の規定により定めた職務の等級について、前項の規定により施行日の前日に受けていた本給月額(以下「旧本給月額」という。)に対応する号俸(直近下位の号俸を含む。)がない職員は、改正後の規程第7条第3項の規定にかかわらず第2項で定めた職務の等級の1等級下位の職務の等級とする。

(本給についての経過措置)

- 5 施行日の前日から引き続き職員俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が旧本給月額に達しないこととなる職員には、本給月額が旧本給月額に達するまでの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

(切替えに伴う特例措置)

- 6 改正後の職員俸給表（以下「新職員俸給表」という。）は、平成26年4月1日以後に在職した職員に準用し、当該職員の同日以後の在職期間における新職員俸給表に掲げる本給月額（施行日の前日までに退職していた者については、退職日における職務の等級及び同日に受けていた本給月額に基づき第2項及び第3項の規定に準じて決定した職務の等級及び号俸に対応する額）から、旧一般職給与法別表第一イに掲げる俸給月額であって当該職員（施行日の前日までに退職していた者を含む。）の職務の等級及び号俸に対応する額に100分の106を乗じた額（100円未満四捨五入）を減じて得られた額を給与として支給する。

(平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例措置)

- 7 平成27年3月31日までの間における改正後の規程第10条の適用については、「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」と読み替えるものとする。

(職制上の段階、職務の等級等を考慮する職員の加算率に関する経過措置)

- 8 切替日の前日から引き続き在職する職員のうち、改正後の規程第29条第2項に定める表（一）の加算率が改正前の規程第29条第2項に定める表（一）の加算率に達しない者については、改正後の規程第29条第2項に定める表（一）にかかわらず従前の加算率を適用する。

附則別表

俸給表	旧等級	新等級
職員俸給表	7 等級	1 等級
	6 等級	1 等級
		2 等級
	5 等級	2 等級
		3 等級
	4 等級	4 等級

	3 等級	5 等級
2 等級		6 等級
		7 等級
1 等級		8 等級
		9 等級
		10 等級

附 則（平成27年規程第5号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
（本給の切替えに伴う経過措置）
- 2 施行日の前日から引き続き職員俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるもの（次の各号に掲げる職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（その職務の等級が6等級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。
 - 一 施行日以降に降格（職員の職務の等級を下位の職務の等級に変更することをいう。次項第1号において同じ。）をした職員
 - 二 施行日以降に降号（職員の号俸を同一の職務の等級の下位の号俸に変更することをいう。次項第1号において同じ。）した職員
 - 三 施行日前に次に掲げる期間（以下「休職等期間」という。）がある職員であって、施行日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（独立行政法人日本学術振興会職員給与規程（平成15年規程第12号。以下「給与規程」という。）第10条の2又は同規程第33条第2項の規定による号俸の調整をいう。次項第2号において同じ。）をされたもの
 - イ 独立行政法人日本学術振興会就業規程（平成15年10月1日規程第14号。以下「就業規程」という。）第8条の規定により休職にされていた期間
 - ロ 独立行政法人日本学術振興会職員の育児休業等に関する規程（平成15年10月1日規程第15号。以下「育児休業等規程」という。）第9条の規定により育児休業をしていた期間
 - ハ 就業規程第36条に規定する病気休暇又は同規程第38に規程する介護休暇の承認を受けていた期間

四 施行日以降に育児短時間勤務等（育児休業等規程第12条の規定による勤務をいう。以下同じ。）を開始し、又は終了した職員

3 施行日の前日から引き続き職員俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）のうち、施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける本給月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特定職員にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日。）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

一 降格をした場合又は降号をした場合 施行日の前日においてその者が受けていた本給月額に相当する額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸に対応する本給月額に相当する額と当該降格又は降号後に受けることとなる号俸に対応する本給月額との差額に相当する額（降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

二 施行日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合施行日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる本給月額に相当する額

三 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 育児短時間勤務等をしている職員 改正前の給与規程別表第1の職員俸給表に掲げる本給月額のうち、施行日の前日にその者が受けていた号俸に応じた額に、育児休業等規程第12条の規定により短縮された勤務時間を就業規程第27条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ 育児短時間勤務等を終了した職員（イに掲げる職員を除く。） 施行日前職員俸給表による本給月額

（端数計算）

4 前2項の規定による本給の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該本給の額とする。

附 則（平成28年規程第9号）
（施行期日等）

この規程は、平成28年3月1日から施行する。ただし、改正後の独立行政法人日本学術振興会職員給与規程第7条に定める別表第1及び第17条に定める別表第3は、平成27

年4月1日から適用する。

附 則（平成28年規程第22号）
（施行期日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第57号）
（施行期日）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。ただし、改正後の独立行政法人日本学術振興会職員給与規程第7条に定める別表第1は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年規程第3号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の給与規程（以下「改正後給与規程」という。）第14条第1項ただし書及び第15条第4項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後給与規程第14条第3項及び第15条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき6,500円（職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち一人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち一人については9,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場

合を除く。）」とあるのは

「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第2項中「扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と「なった日、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級以上職員以外の職員から9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後給与規程第14条第1項ただし書及び第15条第4項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後給与規

程第14条第3項及び第15条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあっては、3,500円）「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級以上職員以外の職員から9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後給与規程第14条第1項ただし書及び第15条第4項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後給与規程第14条第3項及び第15条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。））」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「8級職員」とあるのは「8级以上職員」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第2号中「場合及び9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある

場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級以上職員以外の職員から9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「8級職員が8級職員及び9級以上職員」とあるのは「8級以上職員が8級以上職員」と、同項第6号中「8級職員及び9級以上職員」とあるのは「8級以上職員」と、「が8級職員」とあるのは「が8級以上職員」とする。

附 則（平成29年規程第43号）
（施行期日等）

この規程は、平成30年1月1日から施行する。ただし、改正後の独立行政法人日本学術振興会職員給与規程第7条に定める別表第1は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年規程第52号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年3月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、改正後の独立行政法人日本学術振興会給与規程第7条第3項に定める別表第2、第16条第1項第1号及び第29条第2項に定める表（二）の規定は、平成30年4月1日から施行する。

（平成30年4月1日における号俸の調整）

- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く）のうち、平成27年1月1日において、平成26年規程第23号附則第7項の規定により昇給に関する特例措置の対象となった者、及びその他当該職員との権衡上、一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて必要があると認められる職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成30年規程第89号）
（施行期日等）

この規程は、平成31年1月1日から施行する。ただし、改正後の独立行政法人日本学術振興会職員給与規程第7条に定める別表第1は、平成30年4月1日から適用する。

別表第1 職員俸給表（第7条関係）

職務の級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	9等級	10等級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	152,700	205,600	243,800	278,800	306,200	338,400	384,700	432,600	485,900	553,000
2	153,900	207,500	245,500	280,800	308,600	340,700	387,400	435,100	489,200	556,100
3	155,200	209,500	247,100	282,700	311,000	343,100	390,000	437,800	492,400	559,400
4	156,400	211,400	248,800	284,900	313,200	345,500	392,700	440,300	495,600	562,600
5	157,500	213,000	250,300	286,700	315,200	347,800	394,700	442,300	498,700	565,900
6	158,700	214,900	252,100	288,700	317,700	349,900	397,400	444,800	501,900	568,400
7	159,800	216,800	253,700	290,800	320,100	352,200	399,800	447,000	505,100	571,000
8	161,000	218,700	255,400	293,000	322,500	354,600	402,500	449,300	508,400	573,600
9	162,200	220,400	256,600	295,100	324,500	356,600	405,000	451,500	511,200	576,100
10	163,700	222,300	258,200	297,200	326,900	358,900	407,900	453,700	514,500	578,000
11	165,000	224,200	259,900	299,500	329,200	361,000	410,600	455,900	517,700	579,900
12	166,400	226,100	261,400	301,600	331,700	363,400	413,500	458,100	521,000	581,900
13	167,800	227,600	263,000	303,700	333,900	365,300	416,100	459,900	523,900	583,700
14	169,400	229,500	264,600	305,900	336,100	367,400	418,500	461,800	526,300	585,200
15	171,000	231,300	266,000	308,000	338,500	369,500	420,800	464,000	528,700	586,600
16	172,700	233,200	267,400	310,200	340,700	371,600	423,400	466,100	531,200	587,800
17	174,100	235,000	269,000	312,100	342,700	373,400	425,300	468,100	533,400	589,100
18	175,600	236,800	270,700	314,200	344,800	375,600	427,400	470,000	534,900	590,200
19	177,200	238,500	272,500	316,400	346,900	377,500	429,400	471,900	536,500	591,200
20	178,800	240,200	274,400	318,500	349,100	379,500	431,300	473,700	538,000	592,100
21	180,300	241,700	276,100	320,500	350,900	381,500	433,300	475,600	539,200	593,100
22	183,200	243,500	278,000	322,800	353,100	383,500	435,200	477,200	540,700	
23	185,900	245,200	279,800	324,900	355,200	385,600	437,100	478,700	542,300	
24	188,700	246,900	281,600	327,100	357,400	387,600	439,200	480,300	543,900	
25	191,500	248,000	283,700	328,900	358,900	389,800	441,100	481,800	545,100	
26	193,300	249,600	285,700	331,100	360,900	391,800	442,700	483,100	546,200	
27	195,000	251,100	287,600	333,300	362,900	393,900	444,200	484,500	547,500	
28	196,800	252,500	289,500	335,400	365,000	396,000	445,900	485,800	548,800	
29	198,400	253,900	291,300	337,200	366,700	397,600	447,600	486,900	549,800	
30	200,200	255,100	293,300	339,300	368,700	399,500	449,000	487,600	550,800	
31	202,100	256,200	295,300	341,500	370,700	401,400	450,400	488,400	551,700	
32	203,900	257,500	297,100	343,800	372,600	403,100	451,700	489,200	552,700	
33	205,600	258,900	298,700	345,000	374,600	405,000	452,900	489,900	553,500	
34	207,100	260,000	300,700	347,200	376,500	406,500	454,300	490,800	554,500	
35	208,700	261,300	302,600	349,200	378,400	408,100	455,700	491,500	555,200	
36	210,300	262,700	304,600	351,400	380,200	409,800	457,000	492,200	555,800	
37	211,700	263,600	306,300	353,400	381,700	411,300	458,200	492,700	556,500	
38	213,100	265,100	308,100	355,400	383,100	412,600	459,100	493,300	557,100	
39	214,300	266,600	310,100	357,500	384,600	413,800	459,900	494,000	558,000	
40	215,700	268,100	312,000	359,600	386,100	415,000	460,800	494,600	558,600	
41	217,100	269,600	313,500	361,600	387,400	416,200	461,400	495,100	559,200	
42	218,500	271,000	315,400	363,600	388,400	417,400	462,200	495,700		
43	219,800	272,500	316,900	365,500	389,600	418,700	462,900	496,100		
44	221,200	273,900	318,600	367,500	390,700	419,900	463,600	496,400		
45	222,400	275,200	320,300	369,100	391,600	420,600	464,500	496,700		
46	223,800	276,600	322,100	370,600	392,500	421,400	465,300			
47	225,100	278,000	323,800	372,200	393,500	422,100	465,800			

職務の級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級	9 等級	10 等級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
48	226,500	279,400	325,600	373,800	394,400	422,800	466,500			
49	227,700	280,600	326,600	375,500	395,400	423,500	467,000			
50	228,900	281,700	328,200	376,300	396,200	424,100	467,500			
51	229,900	283,100	329,800	377,600	397,100	424,600	467,900			
52	231,100	284,500	331,500	378,600	397,900	425,100	468,300			
53	232,200	285,600	333,200	379,600	398,700	425,500	468,700			
54	233,300	286,700	334,900	380,800	399,400	425,800	469,200			
55	234,300	288,100	336,600	381,700	400,200	426,100	469,600			
56	235,300	289,500	338,100	382,900	400,900	426,400	469,900			
57	235,700	290,400	339,700	383,800	401,400	426,800	470,200			
58	236,700	291,500	341,000	384,600	402,100	427,100	470,600			
59	237,500	292,500	342,300	385,300	402,700	427,400	471,000			
60	238,400	293,600	343,500	386,100	403,400	427,700	471,300			
61	239,100	294,800	344,300	386,500	403,900	428,000	471,600			
62	240,200	295,800	345,200	387,100	404,600	428,300				
63	241,000	296,800	346,100	387,900	405,200	428,700				
64	242,000	297,900	346,900	388,600	405,900	429,000				
65	242,700	298,400	347,900	388,900	406,300	429,300				
66	243,600	299,300	348,300	389,700	406,900	429,600				
67	244,500	300,100	349,100	390,400	407,600	429,900				
68	245,600	301,000	349,900	391,100	408,200	430,300				
69	246,300	302,100	350,800	391,500	408,600	430,500				
70	247,100	302,900	351,500	392,100	409,200	430,800				
71	247,700	303,800	352,200	392,800	409,700	431,100				
72	248,600	304,600	353,000	393,500	410,300	431,400				
73	249,400	305,500	353,500	393,800	410,600	431,600				
74	250,200	306,000	354,100	394,400	411,100	432,000				
75	250,900	306,400	354,700	395,200	411,500	432,300				
76	251,500	307,000	355,300	395,800	411,900	432,500				
77	252,300	307,200	355,600	396,200	412,200	432,700				
78	253,100	307,500	356,200	396,800	412,600	433,000				
79	254,000	307,700	356,600	397,400	412,900	433,300				
80	254,700	308,100	357,100	397,900	413,200	433,500				
81	255,200	308,400	357,500	398,500	413,400	433,800				
82	256,000	308,600	358,100	399,100	413,700	434,100				
83	256,700	309,000	358,600	399,600	414,000	434,400				
84	257,500	309,300	359,100	399,900	414,200	434,600				
85	258,100	309,600	359,400	400,400	414,500	434,800				
86	258,900	309,900	359,900	400,900	414,800					
87	259,600	310,300	360,400	401,300	415,100					
88	260,300	310,700	360,800	401,700	415,300					
89	260,900	311,000	361,100	402,200	415,500					
90	261,400	311,400	361,600	402,700	415,800					
91	261,700	311,700	362,100	403,100	416,200					
92	262,100	312,200	362,500	403,500	416,400					
93	262,500	312,400	362,700	403,900	416,600					
94		312,600	363,200							
95		312,900	363,700							
96		313,300	364,100							
97		313,500	364,300							
98		313,900	364,700							

別表第2 等級別標準職務表（第7条関係）

職務の等級	標準的な職務
1 等級	1 一般業務を行う者の職務
2 等級	1 主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う者の職務
3 等級	1 係長又は専門職員の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務
4 等級	1 室長、課長代理又は専門員の職務 2 困難な業務を分掌する係の長の職務 3 困難な業務を処理する専門職員の職務
5 等級	1 課長又は室長（理事長が定めるものに限る。）の職務 2 専門調査役、企画調整官又は企画官の職務 3 困難な業務を処理する室長、課長代理又は専門員の職務
6 等級	1 困難な業務を所掌する課長又は室長（理事長が定めるものに限る。）の職務 2 困難な業務を処理する専門調査役、企画調整官又は企画官の職務
7 等級	1 参事又は上席分析官の職務 2 特に困難な業務を所掌する課長又は室長（理事長が定めるものに限る。）の職務 3 特に困難な業務を所掌する専門調査役又は企画調整官
8 等級	1 審議役の職務 2 部長の職務 3 困難な業務を処理する参事又は上席分析官の職務
9 等級	1 副理事の職務 2 重要な業務を処理する審議役の職務 3 重要な業務を所掌する部の長の職務
10 等級	1 重要な業務を処理する副理事の職務 2 特に重要な業務を処理する審議役の職務 3 特に重要な業務を所掌する部の長の職務

別表第3 特別都市手当支給地域（第17条関係）

所在地		支給事務所	支給割合
東京都	千代田区麴町5の3の1	独立行政法人 日本学術振興会	100分の14